

裏面白紙

發第四二五號

昭和十四年十二月二十三日

國民精神總動員中央聯盟理事長

筑紫熊七

樞密院書記官長 綴

民間大祓式實施要綱ニ關スル件

本年ノ大晦日ニ行ハルル大祓ハ紀元二千六百年ヲ迎フルニ當リ特ニ意
 義深キ行事ニ有之本聯盟ハ今般別紙ノ如ク民間大祓式實施要綱ヲ決定
 發候ニ就テハ之ガ趣旨御諒承ノ上貴關係各方面ニ於テ廣ク本民間大祓
 行事ヲ施行セラルル様格別ノ御高配相願度此段御通知旁々得貴意候也
 追テ本要綱ハ多少ノ用意有之候ニ付御入用ノ向ハ至急御申出相成度
 申添候

七七

昭和十四年十二月

民間大祓式實施要綱

國民精神總動員中央聯盟

急流の山川から融へ、融から大海へ、やがて海底、更に其の下へ送られ、遂に罪といふものがこの世にもあの世にも根こそぎ消滅し、以て跡形もなくといふことにして下さる筈だ。さてなくして下さると、この天下には罪といふ罪は全然なくなるべきだ。随つて以後はこの天下のあらゆる人々は生れかばつた氣持の下に、邁進以て天業の御奉公が出来るのである。で、此の行軍等を自分たちがするもの、實は皆模範がなされるものとして、しつかり心にしめ身に記せられんことをいふ意味を言外に含めて「諸聞食世宣」と一段力こめて宣終ると、他の掌典が大膽行軍をなす。この時今宣讀した言外の意味が、方々の身と心に活動する。終つて流罪の宣命があり、大膽を先頭に大膽御積物積物の順序で掌典補が列をなして退下する。さうすると諸官職の間に、兩殿下御退下、次で諸官が退下する。この諸官は在京官廳の勅任官、奏任官、判任官の各總代ではあるが、實は帝國の全臣民を代表の意味をも含めてであつて六十三人の多數である。

やがて御積物は皇居宮、皇太后宮の御料と共に馬車に奉せられ、掌典掌典補積物の下に宮城の正門から所謂三重橋の石橋を渡り、濱離宮の乗船場に行つて根國底國へと流罪するのである。これが宮中の御儀であるが、神々々々に行はれるも略々これと同じのである。

○ しかば其の意義如何といふことになるが、先づ赦とはどういふものかを述べて見やう。赦といふとすぐ罪障消滅といふ考が浮ぶやうだがそればかりではないといふよりは、實は次に來る生活が目的である明日の生活が目的である。この事の一番合點のいくものはこの大晦日の大赦である。この大赦は過去半生の間、不知不識に犯した罪を赦ふといふことはもとよりであり、實はこれがあるが爲の大赦であるが、犯したものは何かといふと、明日の元日を迎へ、來る年こそ思ふ存分に活躍しやう。それには聊かでも心にわだかまりがあつてはと、これを赦に依つて取除かうとするのである。さうしてあの元日のあの新しい活々とした氣分といふものは、前日の大赦を考へるときに、故なきにあらずと納得されるものである。尙この事は昔の歌人が赦をしたから世の中が長閑になつたとか、命が延びるとか赦つたことに依つても知り得る。

だが赦の意義はこれだけでない、まだある。それは罪障があつてばかり行ふものでないといふことである。そのことはお祭が済んだ後で手を洗ひ赦するといふことにはあらはれたものである。それ

はどういふ事かといふと、神に接し神に奉仕した爲、自己の靈能徳性は一段向上したが、其のすべてがわれのものであるかどうかはわからぬ。いかに高いものでも借り物であれば其の發達は出來ない。そこで手を洗うに依つて其のわれのみとなり、同時にわれがぐんぐんと血に肉に成長する。其の結果はやがて次の生活へと進むことはいふまでもない。

尚考へて見たいものは、赦といふものは單におのれ一人清まればよいとしない、どうしても周囲と共に清まらねばならぬとする。この事は神宮の赦にも何ふことが出来るが、最も明瞭に最も現實に窺ひ得るものは、恐れ多いことではあるが、上御一人の大赦即ち節折の御儀である。陛下には一階の御奉公もあらせられないが、一億の赤子盡くをとの思召の下に其の罪を御責任遊ばされてと思ひ奉る時に、感極まるのである。

尚今一つ考へたいものは、罪をなくして下さる神が、單に赦戸の四柱の神のみでなく實に天地あらゆる神々がといふことである。といふこと、大赦といふものは一個人といふ立場でなく國民の一人として且全國、一體となつてといふことを思ふ時に、天地開闢の眾生がはつきりと窺はれる。

最後にいひたいことは、我が赦の根本思想といはうか將又成立の根本條件といはうか懸は未熟で、感然したのが善だといふことである。これがあるが故に行事に依つて罪は跡形もなくなくなる。これがあるが故に進展の如何に依つては如何なる人も神となる。さうしてこの奥の奥には一切のものを照らし徹して一切のものを生かさしめ給ふ皇祖天照大御神の御うつくしみが燦然たらせられる。さてかく赦の意義を考へて大赦を見つめると、いやでも應でも、面前に輝くものは初日の出の新年であるが、現下内を省みた時、純後の勤の未だ到らざるものが餘りにも多くはあるまいか。さて又外を見渡した時、世界の新秩序を前提とせざるを得ない新東亞の建設を未曾有の困難に正しく直面してゐるのではあるまいか。これを思ひ彼を思ふ時に奮然大勇猛心を振ひ起し、いつもの幾倍の緊張裡に、この三十一日の大赦を全神全人一體以て行はねばならぬと信ずる。殊にといはうか、時恰かもといはうか。來る昭和十五年は畏くも神武天皇が六合開都八款爲宇の旗を高く掲げ給ひて天基を草創あらせられて二千六百年である。これを考へるとき、如上の凡てに拍車を懸けるものにあらずして何ぞやといはざるを得ない。

(十四、十二、十一)

發行所 東京市麹町區假々團三ノ一(舊衆議院内) 國民精神總動員中央聯盟 電話銀座部(六七三九) 三三四四